



Title	明治期の監獄行政の中の女性 : 『監獄雑誌』における女監取締
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 267-296
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87378
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治期の監獄行政の中の女性

——『監獄雜誌』における女監取締——

田 中 亜紀子

- 一. はじめに
- 二. 明治三二年監獄における官員および備人
- 三. 『監獄雜誌』における女監取締
- 四. おわりに

一. はじめに

明治期の監獄、特に監獄の近代化に関しては既に多くの研究が行われている。⁽¹⁾ 重松一義の『日本獄制史の研究』は古代から明治期の監獄法成立までの日本における獄制通史であるとともに、明治初期の前近代から近代監獄行政への組織の再編成の過程を明らかにするものである。また、部分改正および通達などによって適宜社会の変化に対応したといえ二〇〇七年に廃止されるまで戦前戦後を通じた監獄行政の方針を定めた一九〇八年監獄法の成立過程に関する研究としては姫島瑞穂の『明治監獄法成立史の研究』、明治監獄行政のキーパーソンの一人である小河

滋次郎に関する小野修三『監獄行政官僚と明治日本』、そして兒玉圭司は明治初期監獄行政の地方における展開ならびに監獄則の制定過程などに関して各種資料を用いた研究成果を数多く発表している。また、本稿に関わる監獄の中の女性に関しては、児童福祉史からのアプローチとして携帯乳児や幼年監などを取り扱った倉持史朗『監獄のなかの子どもたち⁽²⁾』がある。これらの研究によって既に明治期の監獄についてはある程度明らかにされている、あるいはされつつあると言える。但し、以上の研究は法政策としての監獄行政、または一部収容者に対する働きかけを主たる分析対象としており、監獄則などの法政策に基づいて監獄実務に携わった人たち、特に典獄クラスの監獄官僚ではない看守や押丁などの実態については重松前掲書または兒玉圭司「士族と監獄⁽³⁾」などの研究においても未だ十分に解明されたとは言えないと考える。

また、筆者は数年前より刑事施設視察委員会メンバーとして刑事施設と関係を持つようになり、視察を通じて多くを学ぶ機会を与えてもらっているが、刑事施設には笠松刑務所をはじめとする女子刑務所や医療刑務所、そして拘留所などで女性職員が少なからず活躍しており、刑務官採用においても女性刑務官募集パンフレット⁽⁴⁾を作成するなど女性職員の確保に努めている。それでは、近代行刑史において女性職員はどのような存在であったのだろうか。監獄法令をみれば既に明治五年監獄則において「女監長」の文言があり、女性を収容する施設は男性とは区別すべきであり、獄司（今の刑務所長）であつても「女監長」の許可がなければ立ち入ることはできないとして、刑に服す女性（以下、当時の用語に従い主に「女囚」を用いる。）に対しては女性が対応すべきという考え方は示されている。ただしその地位は判任官ではなく、その後の監獄行政に登場する女監取締は、女性版看守という認識が監獄業務に携わる者の一部から示されながらも、看守の下で働く押丁と同様に傭人と位置づけられていた。それでは、どの段階から女監取締は現在の刑務官としての地位を獲得するに至ったのか。そしてそれ以前において、つまり、

近代監獄行政が整備される中で女監取締はどのような存在であったのであろうか。

幸い監獄行政に関しては、『監獄雑誌』（明治三二年『警察監獄学会雑誌』の名称で創刊。明治三二年に『大日本監獄協会雑誌』と合併して『監獄協会雑誌』）。および『監獄協会雑誌』（明治三一年『大日本監獄協会雑誌』の後継誌、『監獄協会雑誌』の後継誌が現在の『刑政』）に小河滋次郎をはじめとする監獄官僚および研究者による論考や典獄会議の概要などが掲載されており、監獄行政の問題に関する意見交換が行われている他、寄書という形での投稿が行われているため、現場の問題意識をある程度把握することができる。⁽⁵⁾したがって、時代の制約により女監取締に関する叙述はほとんど男性から行われたものであるという限界はあるものの、監獄行政の現場における女監取締の評価や課題を明らかにすることができる⁽⁶⁾と考える。

以下では、女監取締に関する研究の手始めとして、『監獄雑誌』（明治三二年一月から同三二年六月。なお雑誌名称は何度か変更されているが本稿では『監獄雑誌』で統一する。）における女監取締に関する記事を分析対象とし、明治期の監獄行政の一端を担っていた女性に向けられたまなざしや期待、あるいは批判を通じて明治三二年改正監獄則における女監取締を明らかにすることを試みる。

二 明治三二年監獄における官員および傭人

『監獄雑誌』の刊行時期は明治三二（一八八九）年一月から三三（一八九九）年六月の約一〇年間であり、明治三二年改正監獄則による監獄行政が行われていた。そこで以下では明治三二年監獄則に至るまでの監獄法制における官員および傭人、女監取締に関する規定を確認する。

(二) 明治五年監獄則 (太政官布告)

明治五年監獄則は費用などの事情により全面実施には至らなかったものの、日本における近代監獄行政の理想と方向性を示したものであるとして意義を有する。監獄の本質として仁愛、懲戒を旨とすることを述べた明治五年監獄則は、⁽⁷⁾「官員」において、獄司一名、副司一名、書記三名、医師三名、教師(男女)適宜、丁長適宜、女監長一名、守卒適宜、授業師(男女)適宜、獄丁適宜、下男適宜と規定し、教師以上は判任官、丁長以下は獄司が選任し所轄庁の許しを得て任命するものとした。女監長については、「女監ノ長ハ尼及ヒ寡婦ノ行誼アル者ヲ選フ」「女監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖下モ濫入スルヲ得ス」とあるように、監獄を性別や目的などによって分けた中の女監を担当させるために置かれた職であった。尼僧や寡婦から行状の宜しいものを選ぶとした点には、比較的年配者の立ち居振る舞いを通じた感化遷善を期待したものと考えられる。

(二) 明治一四年監獄則 (明治一四年太政官達第八一号)

明治五年監獄則と明治一四年在監人給与規則および在監人傭工銭規則を合わせた明治一四年監獄則は、「第八条 女監ハ建築ヲ別ニシ男監ト相接セス其往来ヲ峻拒ス懲役場運動場廁場炊場等ノ如モ亦他監ト同クセス」と女囚の収容場所その他を男囚と区別することを明記している。明治一四年監獄則における典獄以下の職制に関しては、集治監・警視庁および府県の監獄それぞれにおいて典獄、副典獄、看守長、看守の司獄官吏が置かれ、また「司獄官吏傭人設置程度」として、次のような基準が示された。⁽⁸⁾

判任官 在監人二百人以下五名ヲ置ク以上八百五十人毎ニ壹名ヲ増ス

看守 在監人八十五人ニ壹名ヲ置ク

教誨師 人員俸給適宜

医師 同

授業手 同

押丁 在監八十人ニ壹名ヲ置キ俸金ハ八円以下ヲ以テ月給又ハ日給トナス

女監取締 行状善良ニシテ四十歳以上若クハ司獄官吏ノ婦女ヲ選ミ在監人二十人ニ壹名ヲ置キ俸金ハ拾五円以下ヲ以テ月給又ハ日給トナス

女監取締については明治五年監獄則のような尼僧や寡婦を条件としていないものの、年配で行状の良い女性あるいは司獄官吏の婦女から選択するものとした文言からは、女監取締の必要性は認めつつも監獄業務の専門性に関する知識や経験は重視されておらず、おそらくはそのような業務とは無縁な女性を監獄関係者の縁故などを通じて確保しようとしたことがうかがわれる。

また、傭人分課例では女監取締について、「一 女監ヲ監視シ婦女入監ノ際ハ典獄ノ臨監ヲ得テ其身体衣服ヲ搜検ス」、「二 飲食ヲ配与シ及ヒ女囚ノ作業ヲ督励ス」と定めた。なお、「囚徒監房出入ノ際其身体衣服ヲ搜検シ服役者ヲ督使シ控縄戒護等ニ従事ス」とあるように、女監以外の身体衣服の搜検は押丁が行うものであり、飲食の配膳や作業の督励については押丁あるいはそれ以外の傭人が行っていたものと考えられる。その一方で、看守については、書記看守以下分掌例において、「一 昼夜交番シテ受持場ヲ巡警シ及ヒ監門ヲ守リ監外ニ押発ノ囚徒ヲ戒護シ病囚ノ医治ニ立会ヒ日々監中ノ器具ヲ点検ス」、「二 服役ノ囚徒作業ニ関セサル他事ヲ交談シ或ハ路人ニ声語シ

或ハ部外ノ工場ニ入り或ハ押丁等ヲシテ囚徒ト相狎ル、ノ状ナカラシムルヲ要ス若シ犯ス者アルトキハ看守長ニ具状スヘシ」^(三) 文字ヲ書スル能ハサル囚徒ノ為メニ願訴ノ書面ヲ代書ス⁽⁹⁾と規定されており、後に「女監取締は看守と同様な職務を執るものにして」⁽¹⁰⁾と述べる監獄関係者が登場するとはいえ、この時期の女監取締の役割は看守よりも押丁に近いものであった。

(三) 明治三十二年改正監獄則(明治三十二年勅令第九三号) およびそれ以降

集治監、仮留監、地方監獄、拘留監、留置場、懲戒場の六種に監獄を分けた明治三十二年監獄則では、女囚に関し
ては、「在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齡満三歳ニ至ル迄之ヲ許ス」(第七条)の携帯乳児に関する規定、
「凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ」(第一五条)、「囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男
ト女トヲ分チ」(第一六条前段)の監獄および移送時における男女分離の徹底化、そして「定役ニ服スル女囚ノ梳
髪ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス」(第二九条後段)の毛髪料使用制限を定めており、従来の女囚を他とは区
別した場所で処遇することの徹底化だけではなく、女囚が乳児とともに入監する携帯乳児を認める規定および毛髪
料の禁止といった規定がなされていることに女囚の取り扱いに対する関心をうかがうことができる。なお、男女分
離については監獄則の規定にも拘わらず、徹底が難しい監獄もあったことは、「女監へ食物作業品を運搬する等の
雑役に男囚を使役し又は女監内外の修繕工事に男囚を使用したことあるとき男囚より女囚に艷書を送りたるか如
き不都合の談なきにあらざりしなり」⁽¹¹⁾という記述から推測できる。ただし、分離を徹底化するために食物作業品の
運搬などの雑役や女監獄内外の修繕工事に男囚を利用しないのであれば、その作業は主として女監取締が行わざる
を得ないという点で女監取締の業務加重といった新たな問題を生ぜしめてしまうことになる。

その後、明治三二年改正監獄則（明治三二年勅令第三四四号）で携帯乳児の収容は満一歳までに短縮されたが、携帯乳児の年齢制限については『警察監獄学会雑誌』誌上で何度か意見が述べられている。¹²そして、本論の対象外となるが、明治四一年監獄法（明治四一年法律第二八号）では、「監獄ニ男監及ヒ女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス 懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘留監ノ同一区画内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス」（第三条）で従来同様の監獄における男女分離を行い、携帯乳児については「新ニ入監スル婦女其子ヲ携帯センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り満一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得 監獄ニ於テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル」（第一二条）で携帯乳児については必要と認める場合に限りという条件を追加することで、それ以前は女囚から請求があつた場合はそれを認めていた携帯乳児への制限を行つた他、獄中出産の子に対する規定を追加している。なお、女性に対する毛髪料の禁止を定めた明治三二年改正監獄則第二九条類似の規定は「第八章 衛生及ヒ医療」などでは見受けられず、法律として明記するまでのことではないと判断されたものと考えられる。

（四）明治三二年改正監獄における女監取締

明治三二年改正監獄則においては、同年内務省訓令第二九号で看守及監傭人の分掌を定めた。女監取締については以下のように規定されている。

第四章 女監取締ノ職務

第五八条 看守長ノ指揮ヲ受ケ女監ノ戒護其他婦女ノ取締ニ関スル一切ノ事務ニ従事スルモノトス

第五九条 看守ノ職務第一条乃至第二四条及第二六条第二七条ハ本職ニモ之ヲ適用ス

第六〇条 病監ニ於テ治療中ノ未決患者ヲ看護スヘシ

第六一条 作業器械及基品製品ノ受渡ヲ為スヘシ

看守の職務は第一条から第二七条で規定されているため、第五九条によればそのほとんどが女監取締の行う「看守」職務であり、対象外とされた職務は在監人の押送（第二五条）だけである。また女監以外の第六〇条および第六一条に該当する職務は押丁の業務（第六八条・第七〇条）であることから、女監取締は、女監に対する看守としての職務に加えて一部押丁としての職務も行ふこととされており、一人当たりの職務負担は軽くはない。なお、押丁の職務として「看守ノ助手トナリ新ニ入監スル者ノ身体衣服ヲ搜檢スヘシ入監後監房ヲ出入スルトキモ亦同シ」（第六二条）が規定されているが、この点については女囚の身体検査を男性が行ふことに対する批判が『監獄雜誌』に掲載されていることから、男性の押丁が行ふことが少なかつたと考えられるものの、他方において後に紹介する女監取締に身体検査を一任することを批判する記事もあるため、第五八条の規定を用いて看守長の指揮を受けて女監取締が行う監獄も存在していたと考えられる。

なお、女監取締の職務については、小河滋次郎は『日本監獄法講義』⁽¹⁴⁾において、女監取締は女監獄において看守の職務に従事する者であるため、職務上は「女監取締ト称スルヨリ寧ロ女看守ト称スル方穩当ナリト謂フヘシ然レトモ該名称ハ既ニ久シク慣用シ来リシモノナルカ故ニ本例ニ於テモ依然之ヲ襲用センコトナリト思ハル」と述べ、女囚を対象とする実質的な看守であることを認めている。また、「女囚ノ感化ハ其鋭敏ナル感情ヲ利用スルニ如カス而シテ其利用ハ日常起居動作ノ際針一針巻一卷ノ瞬間ニ於テ之ヲ行フヘシ」とする学者の意見を用いて女監取締に対して一挙一動が囚徒の模範となることを求めている。なお、監獄の実務経験を有する小河ならではの叙述とし

て、「男女隔絶ノ趣旨ニ戻ラサル限りハ出来得ヘキタケ看守若クハ押丁ヲシテ其凡ヘテノ事務ヲ補助セシムルコト必要ナリト信ス」とあり、女監取締の職務負担の重さについて理解していることがわかる。

また、『警察監獄学会雑誌』第一巻第一号に掲載された全国警察監獄統計¹⁵⁾によれば、監獄一八四か所について、典獄三〇人、副典獄三三人、看守長一九五人（兼五〇人）、看守副長一五二人（兼四一人）、書記二七七人（兼一三三人）、看守四七四〇人、教誨師一四五人、医師二五九人、女監取締一九四人（傍線筆者、以下も同様）、押丁四九八六人（兼三人）、授業手三五七人、彼らが対象とする刑事被告人七九四二人、囚人四九二〇三人、懲治二〇二人、別房留置者六六五人、携帯乳児二二〇人である。監獄収容者における女性の割合は、たとえば明治二二年末全国在監人現在員表¹⁶⁾によれば男性六〇〇六二人に対して女性三九三三人、携帯乳児三五〇人、また、明治三〇年二月調査の全国在監人月末現在表¹⁷⁾によれば、囚人（男…四七、三二〇 女…三、六三二）刑事被告人（男…一一、〇一 一 女…一、〇二九）、懲治人（男…一二六 女…一四）、別房留置人（男…一、九五七 女…一九三）、携帯乳児（男…一六三、女…一六六）であることから、年によって異なるが男性の五分から一割程度である。しかしながら、女囚は男性と比べると人数が少ないとはいえ、女監取締が看守と押丁の業務を行うとすれば人員不足は明らかである。

その後の明治二七年内務省訓令第一号で改正された女監取締及押丁の人員および俸給は以下の通りである。

加フ

- 一、女監取締ハ毎監獄拘禁婦女二十五人以下ハ二人ヲ置キ以上ハ拘禁婦女二十五人ヲ増ス毎ニ女監取締一人ヲ
- 一、一監獄内ニ在ルモ拘置女監ト囚人女監獄ノ位置相隔離スル所ニ在テハ前項定員ノ外女監取締一人ヲ増置ス

ルコトヲ得又稀ニ婦女ヲ拘禁スル小監獄ニ在テハ相当ノ婦女ヲ女監獄取締ノ予備員ニ定メ置キ必要アル毎ニ出勤セシムルコトヲ得

一、押丁ハ拘禁男子五百人ニ付十人ヲ置クコトヲ得以上ハ拘禁男子百人ヲ増ス毎ニ押丁一人ヲ加ヘ以下ハ拘禁男子百人ヲ減スル毎ニ押丁一人ヲ減ス

一、女監取締人員ノ増減ハ拘禁婦女ニ二十五人ノ差、押丁ノ増減ハ拘禁男子二百人ノ差ヲ生シタルトキニ於テ之ヲ行フ

一、女監取締ノ俸給ハ四円以上拾五円以下トシ押丁ノ俸給ハ四円以上八円以下トシ総テ日給トス

二五人につき女監取締二人という数は、同訓令の五〇〇人につき押丁一〇人と比べると負担が軽いようにも見えるが、既に確認した通り、女監取締が女性を対象とした看守および押丁の職務を担当していたことを考慮すればその職務負担は軽くはない。詳細は後に確認するが、『監獄雑誌』においてもこの問題が何度か取り上げられ、明治二九年内務省訓令第九号によって「拘禁婦女二十五人以下は二人」の定員は三人と増やされることになった。この訓令による定員改正が直ちに影響したものであるかどうかは不明ではあるが、左の図の通り、明治二九年の女監取締数は明治二二年の一九四人から三五〇人へと大幅に増加している。また、俸給の下限は押丁と同様の四円、上限は女監取締が十五円に対して押丁は八円と規定されているが、『監獄雑誌』に掲載された僅かな事例⁽¹⁸⁾によれば、月俸四円五拾銭（若松監獄支署）、月俸四円（中村監獄署）、あるいは日給二〇銭（富山県）であり、明治三二年度予算中決議額⁽¹⁹⁾においても女監取締の平均俸給額は押丁とほぼ同額であって、上限に近い俸給を得ていた女監取締は存在していたとしても希少であったと考えられる。

明治期の監獄行政の中の女性

	女監 取締	押丁人員 (欠員)		女監 取締	押丁人員 (欠員)		女監 取締	押丁人員 (欠員)
東京集治監			茨城	8		鳥取	4	7(1)
宮城集治監	2		栃木	5		島根	8	10
三池集治監			奈良	4	14	岡山	11	19(1)
北海道集治監			三重	8		広島	12	27
(空知分監)			愛知	12	22	山口	9	15(1)
(釧路分監)			静岡	5	16	和歌山	7	11
(網走分監)			山梨	3	11	徳島	9	18
(十勝分監)			滋賀	7	16	香川	10	17
北海道庁	5		岐阜	8	19	愛媛	8	19
東京	13	48(5)	長野	9	21(2)	高知	9	21
京都	9	18(5)	宮城集治監	6	15(2)	福岡	9	
大阪	18	39(2)	福島	11	18	大分	6	
神奈川	6	18(2)	岩手	5	11	佐賀	2	11
兵庫	19	33	青森	6	8(2)	熊本	6	
長崎	9	16	山形	4	6	宮崎	4	
新潟	12		秋田	3	12	鹿児島	4	11
埼玉	7	20	福井	5	10	沖縄	2	
群馬	6	20	石川	4	10	合計	350	638(23)
千葉	7	15	富山	4	11			

図 明治二九年度監獄官吏配置定員における女監取締⁽²⁰⁾

* 押丁員内勤102・外勤536の合計が638

* 看守（内勤711・外勤7586合計8297）、休職75、欠員351

以上、監獄則下における女監取締の職務内容および定員、俸給などを確認したところで、次章では『監獄雑誌』で取り上げられた女監取締に関する記事を対象として、明治二二年改正監獄則における女監取締の評価や課題を検討する。

三 『監獄雑誌』における女監取締

(一) 明治二七年東北地方典獄会議における女監取締に関する建議

明治二七年一〇月五日に宮城県県会議事堂で開催された東北地方典獄会議では、埼玉県、新潟県、栃木県、山形県、長野県、岩手県、警視庁、北海道集治監、秋田県、群馬県、東京集治監、神奈川県、千葉県、宮城集治監、宮城県、静岡県、青森県、福島県、茨木県の典獄および内務出張官として眞木監獄課長が参加し、当時の監獄行政

上の諸問題として四七の建議を検討している。その中では女監取締の充実に關する建議も行われており、當時の監獄行政における女監取締の課題を把握する上で有益だと考えられることから、対象期（明治二二年～明治三二年）の折り返し地点ではあり時系列的には混乱が生じる可能性はあるが、ここでは東北地方典獄會議で取り上げられた女監取締に關する五つの建議を取り上げる。

看守同様の檢束戒護を行う立場にありながら、明治二〇年代において女監取締にはそのために必要な道具の貸与が十分ではなかったことが判明するものとして、「十三、女監取締に捕繩、手帖、呼子笛を貸与しては如何」とする建議が宮城集治監から出されている。當時の監獄は地域差が大きいため、既にこれらの道具を女監取締に貸与していた監獄ももちろん存在していたものと考えられるが、「必要なる手帖をすら全く之を貸与しあらざる向もある」ことから建議は可決されている。ただし、「併し果して能く之を利用し得るもの幾何かある或は却つて所謂敵に糧を遣るものとはならざるか女の武者修行も亦た是れよりソロソロ其必要を見る」という叙述からは、女監取締に對しては道具を用いた檢束戒護方法を十分に身に着けているわけではないという評価が存在していたと考えられる。

「十八、女監取締長を置くことを主務省へと上申しては如何」とする警視庁典獄による建議⁽²³⁾では、「男女嚴割の結果女監全体の事は女性の取締及び上等女監取締長をして責任を負はしめたし」とあるように、男女分離の徹底化が求められる中、女監に關する責任者として「女監取締長」を置くべきではないかというものである。この建議に對しては、趣旨については賛同しつつも、女性收容者の数は地域によつて差があり、特に地方監獄においてはそれほど多くの女性が拘禁されているわけではないため、将来的にはともかく現時点ではその必要はないとして没了となっている。前章で確認した明治二九年度監獄官吏配置定員においても、看守八二九七人、全廢が決定している押丁

六三八人に対して女監取締は三五〇人であり、この時点でも監獄によつては二人しか女監取締がないことから、「長」を置くことは現実的ではなかったのであろう。

また、「二十二、満五ヶ年以上勤続の女監取締に於て退職したるときは相当の手当金を給与することに一定しては如何」とする建議は、看守については明治一五年太政官達第四一号「巡查看守給助例」に退職手当などが規定されたことに對して、女監取締にはそのような規定が存在しないことを問題視するものであり、金銭的な手当以外にも休暇規則や精勤証書その他の給与品に至るまで、「男性たる看守に厚くして女性たる女監取締に薄きか如き」とを批判している。これは「女囚に對する一切の檢束取締に關する事は総て之を女監取締に於て勵行せざるべからざる時期」となったことを踏まえて女監取締に對する退職手当を看守に近づけるべきという主張である。協議会においても手当は必要である決議は行われたものの、地方税支出の根拠となる法制がないという条件でどのように給与するべきかという問題は残されたままであった。

このほか、女監取締として適切な人材を確保する目的で「三十六、女監取締採用試験科目を制定しては如何」という建議がなされている。看守については既に明治二六年内務省訓令第二六号「看守採用規則」によつて二一歳以上四〇歳未満の候補者に対して試験を行った上で採用することが原則とされたことを踏まえてのものと考えられる。これに對しては、「未だ婦人の斯道に近邇するものの少なき現時に在つては其適任者を得るに困難あるか如し去れば之れか採用試験科目を制定せられたればとて其奏功少なかるべし」、つまり、志望者ないし適任者を確保すること自体が難しい状況において試験科目を制定することは実効性がないとして見送られている。女監取締の人材難をうかがわせるものである。

なお、誌上において何度も登場する定員増加についても「三十九、女監取締の設置程度を改正し在監婦女十人以

下二人以上十五人を増す毎に一人を置くことに上申しては如何⁽²⁶⁾」とする建議が可決されているが、この点について論者である快哉生は前年に「女監取締及押丁の人員および俸給」に関する訓令が出たばかりでまだ実施前の状況であることから、改正を上申することには賛成できないとしている。

以上、一八九四年東北地方典獄会議では、女監取締に関しては、①女監取締にも看守同様に戒護に必要な道具を貸与すべきであること、②女監取締長設置を上申すること、③五年以上勤務した女監取締に対する退職手当の支給、④女監取締に対する採用試験科目の制定、そして⑤女監取締定員増加の五つの建議が行われ、①③⑤については概ね可決されている。ここからは、明治三十二年改正監獄則が収容者における男女分離の徹底化を定めたことにより女監取締の担当すべき職務内容は看守とほぼ同じであるとの認識に基づき、職務に必要な道具の貸与にはじまり各種手当などの待遇も看守に近づけるべきだという考えが典獄の間にある程度共有されていることがうかがえるとともに、そのような建議が行われなければならない程度に女監取締の置かれていた環境が看守とは異なるものであったことが判明する。つまり、明治三十二年改正監獄則における女監取締に対して看守同様の職務を行う上での不都合を解消する必要があるのか否か、解消する必要がある場合はどのように行うのか、ということがこの時期の課題であった。そこで以下では、建議内容と重なるものもあるが、誌上に登場する女監取締に関する記事を大きく、「女監取締の充実に向けての各種提案」と「女監取締に対する批判および要望」に分けて、その主な内容を確認する。

(二) 女監取締の充実に向けての各種提案

『警察監獄学会雑誌』誌上に登場する提案の主なもの、①定員、②待遇（俸給および諸手当など）、③教習、④採用試験である。以下、それぞれについて確認する。

①定員

前章で確認した明治二七年内務省訓令第一号（女監取締の設置程度）については、実際の状況に配慮したものであると評価⁽²⁷⁾する意見の他、若年女性では女性収容者を十分に統御できない可能性があるため、採用者の年齢は三五歳以上四五歳以下を原則として「特殊の技能」がある者の場合は三〇歳以上五〇歳未満としてはどうかという提案⁽²⁸⁾が行われている。看守の採用対象者は満二一歳以上四〇歳未満（明治二六年内務省訓令第二六号）であることから、明治五年監獄則の「尼及ヒ寡婦ノ行誼アル者ヲ」とある種共通した、専門性よりも年配者としての薰陶が求められていた、あるいは二〇代の女性には女監取締は務まるものではないという認識が雑誌記者側にあったのかもしれない。

また、増員が必要であるという理由として女監取締の多忙さを挙げた「女監取締の補員に就て」⁽²⁹⁾がある。そこでは、「拘禁婦女廿五名以下は二名」の規定によって小規模監獄では女監取締は二名採用しているが、昼夜交代勤務のため出勤者は常に一名となっていることに対して、「囚人監及拘置監を守衛し万般の取締即ち監内の巡監、在監人并監房常置器具等の点検、行状の視察、配役、作業の督励、科程の了否調査、新入者の身体衣服の捜査、及監房出入時に於る衣服身体等の捜査、守門、工場器具器械、浴場場等の取締、戒具の点検、食物配与、衣類其他給与品の受渡、接見所、教誨の立会、病者に於る注意、理髪及上圍、訴願書信認、上に於る看督、并に自書する能はざる者の代書等列記し来らば殆んど際限なく監獄取締に関する一切の事総て」をその一名に対応させることの困難さ、そして、どちらかまたは両名に事故が生じた場合には看守に対応させざるを得ないことの問題を指摘し、「平時に於て無給の補員一兩名を選定し置き正員病欠若くは全く欠員の場合に臨み直に採用せらるること」を提案している。確かに、最少の定員二名の場合は実質的に一名で勤務せざるを得ず、その一名だけでここで列挙されたような

多様な職務をこなすことは困難であり、また、臨時であっても女監取締の職務を男性である看守で代替することは望ましくはないため、女監取締の補員を確保しておくことは、適任者を確保できるかどうかの問題はさておき、対応策としてはあり得る。

対応しなければならぬ職務に対して女監取締が不足している問題はこの時期において継続的に取り上げられており、また、明治二九年典獄会における一七件の建議の中にも「十二、女監取締の定員を増加すること」⁽³⁰⁾があり、その中でも女監取締の最低人員が二人であるがために一人事故あるときは忽ち支障が生じる問題が指摘されている。この建議などは一八九六年内務省訓令第九号に反映され、「拘禁婦女二十五人以下は二人」は三人と定員が改正された。この改正については、当直交替に余裕がないこと、女監取締が病気の時などの対応、あるいは入出監者接見者などの押送及戒護上に生じていた支障が軽減することに期待が寄せられている。⁽³¹⁾

②待遇（俸給および諸手当を含む）

女監取締の人材確保や規律の徹底化の観点から看守と同じ待遇にすべきだとする提案が何度か行われている。たとえばそれは、男囚と比べて女囚の取締が不十分であるという問題の原因に女監獄取締の人材確保の問題があると見て、現状の押丁と同一の取り扱いをするのではなく、「縦令男女の区別あるも同しく戒護に従事する者にして二者此の如く厚薄の取扱あるへからす即ち道理の許さる所なるを以て女監取締の名称を矢張り看守と改め其取扱を同一にすへき」とする、女監取締を看守と同じ待遇にすることによって適切な人材を確保できるとする提案である。⁽³²⁾また、東北地方典獄会議における建議として挙げられていた「女監取締長」設置を求める指摘はその後も見いだすことができる。その一例として「女監取締長を新設せられよ」⁽³³⁾では、これまでの女監取締は雇員であるために女監

獄の戒護上の責任が不十分であるとともに、月給手当にもそれほどの差異がなく、さらに「同一の職務に服し典獄」以外の監督者がいないことは問題であるとして、将来的に女監取締長を置いて監内の戒護および女監取締の職務を監督させることを提案している。

このように女監獄の規律の徹底化を実現する方法として、女監取締の待遇を看守と同一にすることや女監取締長を設置する提案が行われているが、これらは当時の財政状況などにおいては実現が困難であったためか、待遇改善の中でも退職手当をはじめとする給助が優先的に検討されるようになる。

③教習

監獄官吏養成の一貫として女監取締の教習の必要性を主張したものもある。「女監取締の教習法を設くへし」⁽³⁴⁾では、「女監取締は女看守にして看守同様なる職務に従事するものにして治獄の要領戒護の方法等を熟知せざるへからざるものたれば之れに教習を施して看守に対するか如き処遇を為すの必要あり」として教習の必要性を主張している。看守については明治二十四年六月一〇日に三重県が監獄署内に設置した看守教習所の開所式が行われ、明治二十五年三月二五日に大分県で看守教習所第三回教習看守六名が卒業するなど、⁽³⁵⁾各地で教習が行われていることがうかがえる。この記事は同時期の女監取締については各監獄署において十分な教習が行われていなかったことを示すものであるとともに、おそらくは教習が行われていないことに由来すると考えられた女監取締による実務に対する知識不足などへの不満もあったことが推測できる。

④採用試験

女監取締として適切な人材を数としても十分に確保し、かつ養成すべきであるにも拘わらず現実には満足すべき状況ではなかったことに対するものとして、「女監取締の試験採用に就き」⁽³⁶⁾では、看守同様の戒護を任務とするだけでなく、「女監取締は寧ろ学識技能人品を精撰せざれば女囚の懲戒を全ふべきにあらず」という点で、採用試験を導入すべき提案が行われるとともに、「女監取締の定員法は実際に困難なること何れの監獄に於ても同感なりとは相寄れば必ず云ふの状態なり」と、各監獄において定員を充足することが難しい状況を指摘している。看守についても適切な人材の確保および勤続が課題であつたことは、『日本獄制史の研究』において重松が指摘するところであるが、女監取締についても同様の課題が認識されていたこと、女監取締に対しては「学識技能人品」が戒護に関する知識同様もしくはそれ以上に求められていたこと、そして、そもそも定員を確保すること自体が難しい監獄があつたことがうかがえる。

⑤その他

女性収容者中病者の看護は女監取締の職務と規定されているが、女監取締がほとんど看守と同一の職務を担当することを考えれば病者看護まで任せることは不相当だとして、地方において女性の小使を置いて病者看護などを行わせていることは規則違反ではあるが、男性の病者は看守ではなく押丁が看護していることを考慮すれば寧ろ妥当であり、改正までは小使に看護をさせたとしても女監取締が監督するのであれば構わないのではないかという意見⁽³⁸⁾が述べられている。ここにおいても、「女監取締は待遇其他の点に於ても成るべく看守と同一にせられた」とは殆ど實際家の世論なるを以て既に其筋に於ても此点につき改正の見込みを以て調査せられつつあり」という文言があ

るように、早期解決は難しいとしても女監取締の職務待遇などを看守と同一にすることが監獄関係者間においては当然視されかつ実現へ向けて動いていたことが判明する。

(三) 女監取締に対する批判および要望

女監取締が女監獄における看守としての職務を十分に果たすことができるように女監取締を増員すべきである、職務に必要な道具や知識技能の教習を与えるべきである、待遇を改善すべきであるとする提案が行われる一方で、「改良策の片言」が見苦しきものとして挙げている事項の中には、「男女区別なき刑事被告人の押送」、「女監取締の新蝶に丸髻構内の日傘」、「男監に接続する女監獄」、「女監取締と看守の艶話」がある。当時の監獄行政を揶揄したものであるとはいえ、実務においてはなおも監獄における男女の隔離が十分に行われていないこと、そして女監取締の服装や髪型が監獄内において奇異なものとして映っていたことがうかがわれる。前節で確認した通り、典獄会議および『監獄雑誌』において女監取締が取り上げられ、その増員や待遇改善などが提言される背景には、女監獄における規律や看守とくらべた場合の女監取締の職務が不十分であるとする問題認識があることは否定できない。そこでここでは、女監取締の①勤務態度と②服装に対する批判および要望を取り上げる。

①勤務態度

監獄行政における「多弁」を問題視する指摘⁽⁴⁰⁾の中では、看守の発言から社会の新事物を知る囚人の例を挙げ、「看守は常に囚人に直接し職務を執行するの任にあるを以て尤も多弁を慎まざる可からす」と、多弁に対する猛省を促している。その流れで女監獄取締については、女囚が女監取締の休憩所における饒舌の復習をなしていること

を挙げて、「女監の如き比較的監督の寛なる場所に在つては饒舌は以て彼れ囚人に剣を借す」として、女性も男性よりも常に饒舌に富むがためになおさら饒舌を慎むべきであるとし、こちらについても猛省を促している。注目すべきは多弁に対する注意もさることながら、女監は「比較的監督が寛なる」として監獄の規律がそれほど厳格ではないと指摘されていることである。

また、女監取締による女囚の搜検については、搜検つまり身体検査は逃亡を防止する唯一の方法手段であるため、囚人の性別を問わず厳格に行う必要があり、慣例に従つて女監取締に一任するままではなく、通常は看守長に立ち合わせる、そして典獄も定期的に立ち合つて搜検を励行することによつて搜検の効果を上げることができるといふ主張が行われている。ここからは女監取締による身体検査は不十分だといふ評価が存在していることがうかがわれる。尤も、「女囚の押送に男看守若しくは押丁を附し特に甚しきは看守長をして裸体搜検に立会せしめ或は其人浴を観察せしめ或は書記雇看守等をして其身上の調査をなさしむるは殆んど如今全国監獄の状態なりを聞く」⁽⁴²⁾として、男性看守などが女囚の押送、身体検査その他を行うことに否定的な見解も同時期に見ることができるといふことができる。

この他、職務内容に対する批判として、「女監構内の規律は果して励行せられつつある歟」⁽⁴³⁾では、監獄改良が行われる中で不規律不体裁はありえないと述べながらも、「耳眼を注て広く監獄界を視耳を女監獄周囲の障壁に傾け観察し来たらバ果して構内の規律励行せられつつある歟吾人頗る疑なき能ハざるなり」と、女監獄については疑念を示し、「女監構内の洒掃不行届女囚公談の繁囂なるハ不規律不励行の最も酷しきものにして此弊や諸悪伝播の原因となり媒介となりて掩ふ可らざるの失態を演ずるとあるハ顕著なる事実なりと信ず」、つまり、女監の掃除の行き届かなさや女囚のおしゃべりは不規律不励行の最も甚だしいものであつてそれが弊害や諸悪伝播の原因となつて問題が生じたことがあるだろうと指摘している。その原因としては、「社会劣等の墮婦にして固より礼儀作法の何

たるを知らず邪欲一偏の貪女なる」女囚に由来するため仕方がないと理解を示しつつも、「苟も犯罪人と為りて国家の制裁を受ける以上ハ彼等が痼疾たる悪質を矯治育成し彼れか平素の悪習慣を打破して善良の美習慣を養成するハ獄務改良上の一大要務」であり、女監構内の不規律不励行については戒護責任者である女監取締が責を負うべきであるとし、「女囚のことたる出でてハ一家の主婦と為り内治枢要の位置を占め良夫を輔て外事を補翼せしめ天下の母たるべき美範を挙げしむるものなれば百般の規律を励行し婦人特有の美習慣を養成するハ実に女監取締諸子の力に依らざる可らず」として、女監取締に対して規律の励行を求めている。女監取締を励ますような文章であるとはいえ、そこに彼女たちの規律維持のための働きかけが不十分だとする指摘が含まれていないとは言えない。この他にも、「現今の実例に依れば女監の管理は該して担架放漫に失し男監獄に比し比較的不完全を感じるものあるは管理上の不便と女監取締に人物を得難く且其の設置人員の割合に寡数なるに原因する者と云ふも決して誣言葉にあらざるべきを信す⁽⁴⁾」という様に、女監取締定員の増加請求に関連して、女監取締としての適任者を確保することが難しいことにその一因があるとする指摘もあり、概して女監獄の規律は男性と比べると徹底されていないとみなされており、その問題を解決するために、女監取締の増員や待遇改善による適切な人員確保ならびにその育成が必要であることも、監獄行政について発言する者の間においてある程度は共有された認識になっていたことがわかる。

②服装

女監取締に関する記事として最も多く登場するのが服装に関するものである。その典型例として、「女監取締は看守と同様な職務を執るものにして日常女囚に接し最も威厳を保つ必要がある」とし、制服が定められていないため地方によって服装が異なり、場合によっては「囚人の侮慢」を招致する危険性があるから、将来的には制服を

定めるべきであるし、それまでは羽織袴を着用させるべきであるという意見⁽⁴⁵⁾がある。同様の意見は数年後にも提示されており、この段階においても女監取締には制服が定められていないことに對して、府県会では制服に関する費用を可決し女監取締へ給与することに異論がないようであるので「製方」については各府県で適宜対応すればどうかと提案が行われている⁽⁴⁶⁾。

また、「寄書」に何度も登場する吉田徳太郎は、「女監取締の服裝に就て」⁽⁴⁷⁾の題で、典獄の服制制定、看守長看守の服制改正に對して女監取締の服裝制限が存在しないことへの問題提起を行い、服制制定の上制服を支給するか、「服制の標準を示し総統の被服料を給与」することを提案している。その背景には、「一般司獄官の服制を改良せらるると雖も一面雨中高下駄を穿ち蝙蝠傘を携へ戒護事務に執掌するが如き奇觀あらんか」と述べている様に、女監取締の服裝が様々であり、監獄參觀者だけではなく監獄関係者にとっても女監取締の服裝が監獄内において許容しがたい違和感を与えるものとして認識されるに至っていることがうかがえる。

その後も同様の指摘は何度か行われ、明治三〇年の典獄協議會議建議事項三〇項目の中には、「十六、女監取締の服制を設けられ其費用は地方税より支出することに定められ度事」および「十七、女監取締及び押丁にして滿五年以上勤続せし者退職するときは慰勞金として一時金十五円より少からず三十円より多からざる額を給与することに定められ度事」と、女監取締の服制およびそれに関する地方税支出と五年以上勤務した場合の退職慰勞金が盛り込まれた⁽⁴⁸⁾。前者について、雑誌記者の私評⁽⁴⁹⁾によれば、「女監取締ハ男性女性の區別こそあれ尚ほ看守に一定の服制を要すると同様其服裝を一定するの必要あり」と看守と同様の待遇にすべきであること、「婦女の如きハ時流を逐ひ美服を欲するより從て在員婦女の如きも窃かに品評を試みんことを欲するものなれば其服裝を一定し品質を統一すべきこと寧ろ男子に優るものあらん」、つまり、女性は服裝に對する関心が高いため服裝を統一する意義は男

性よりも大きいこと、そして、「彼の濶袖に袴を穿ち工場に出入し役囚を授業するか如きはずいぶん体裁の宜しきものにあらざる加へならず袂中種々の物品を入るるハ取締上不都合なきを保すべからざるなり」、つまり、服装が統一されていないことによる不都合を解消するため、と述べている。そのため、監獄費が地方税負担である今日においては女監取締および授業手の服装統一の費用も地方税負担とすることは妥当であるとしている。

女監取締の服装に関する意見はその後何度か掲載されている。たとえば明治三十一年には押丁の帽子および衣服の改正に関して、「従前の雨衣合羽に換ふるに外套を以てし靴及襦袢袴下をも給与せらるべきことになるべしと云ふ、果して然らば是を以て押丁の品位を増すこと幾何ぞ⁵⁰」と、看守の服制に倣った服装に改めることが押丁の「品位を増す」と表現されているように、性別が異なるとはいえ、女監取締についても押丁同様に看守の服制に基づく服装を統一することが望ましいとする考えがおそらくはある程度定着した結果として、押丁の服装に関する記事と同じページにおいて、「従来女監取締の服装は別に法規なきより各地方区々に涉り体裁上亦甚だ宜しきを得ざる嫌あるのみならず戒護検束上不都合の廉恥からざるを以て此際全国統一を期する為め自今女監女締は必ず総て羽織袴を着用せしむることとし其地質は素より適宜たるべしと雖も可成紺又は黒色のものを用ゐしめらるる方針なるやにて一般に通牒を發せらるる筈なりと云ふ」と、通牒によってある程度の服装を統一化する動きがあることが紹介されている。また、同一記事内において、「吾人嘗て或地方に於て実見せし所に依れば何れも黒の毛織子製の羽織はかまを着用せしめあるを知る、右は至極其筋の趣旨に適合するものなるべし⁵¹」とあるように、既に一部監獄においては服装のルール化が行われていたことがわかる。

その後、女監取締の服装については、同年一二月一四日に主管監獄長より「女監取締には必らず羽織袴を着用せしめ其地質は適宜差支なしと雖も可成黒色のものを襲用せしむべき旨」の通牒によって全国統一が進められること

になったが、官制ではなく通牒であったこと、また、明治三〇年の典獄協議会議建議における地方税支弁などの文言はないことから、この点について雑誌記者は、「本通牒は他日一定の規定を設けらるる迄の云はは姑息に出てたる如きを以て其費用は官給自弁何れを問はずと雖も可成之を励行せられたきものなりと云ふ、予輩は寧ろ一步を進めて何故に一般官給の制を採用せられざりしを疑ふものなり」と、批判を加えている。なお、「従来被布又は洋装せしめありし向は其保存期限（官給品に就て）内は其儘しようするも差支なしと雖も此際統一を図るため自今一般に此通牒に拠らしむべき其筋の精神なりと云ふ」という説明からは、「或地方に於ては簡易なる洋装せしむる」といった洋装の女監取締に対しても本通牒によつて全国統一的に羽織袴の着用が求められており、洋装の看守およびその看守に倣つた押丁の服装に対して女監取締には羽織袴という点を見れば、この時期においてはなお女監取締が看守と同等であるとは言い難い状況にあったと言える。

（四）明治三二年典獄会議における女監取締問題

明治三二年に監獄則が一部改正され、携帯乳児の收容は満一歳までに短縮されたが、女監の中の携帯乳児が減少することになるこの改正は、しかしながら直ちに女監取締の職務内容の変更や定員増加などにつながるものでは無かった。他方において、この年に行われた典獄会議は、前節までで確認したところの女監取締に関する問題の共有および検討、そして、問題解決に向けての決定を行っている。そこで本章の最後として、典獄会議における女監獄取締問題を取り上げる。

明治三二年五月一〇日に全国から集まった典獄に対して議案が渡され、翌二一日から二五日まで典獄会議が行われた。そこで諮問事項として挙げられた一三項目の中に、「三、女監取締養成の方法組織及び之か実況如何」⁽⁵³⁾があ

ったことは、当時の監獄行政上の大問題とは言えないまでも、内務省として女監取締の育成その他にある程度関心を寄せていたことがうかがえる。また、典獄会議の協議会として出された五〇の議案⁵⁴の中には、女監取締に関して以下の六事項が含まれている。

- 一 女監取締は看守給助例に準し給助法を設けられたき件
三池、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄提出
- 一 女監取締及授業手へ官給制服を着用せしめ姿勢を保ち規律を格守せしめたき件
三重県提出
- 一 女監取締に羽織、袴、雨衣靴を支給せられたき件
香川県提出
- 一 女監取締の支給品を規定せられたき件
三池、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、岡山、秋田提出
- 一 女監取締設置程度を改正せられたき件
香川県提出
- 一 女監取締及び授業手の休暇規則を定められ度件
三重県提出

以上の提出議案は、女監取締の①待遇（給助法および休暇規則）、②服装および支給品、③設置基準の改正（増

員）問題に分けることができる。この中で女監取締の定員については、典獄協議会決議に係る建議事項一三項目中「九、女監取締設置程度中女在監人十人を増す毎に一人を加ふと改正せられ度件」として挙げられている。この点については、雑誌記者の私評⁽⁵⁵⁾として、男監獄から女監獄を分離すると、「在監人にこそ多少はあれ女拘留監、女囚人監、女工場等の区別に依り人員配置の箇所多く且徹霄女監取締を以て戒護せしを増加するの必要ある又止むを得ざる所」と、女監取締の職務対象は増えるため人数を増員する必要が生じるが、そもそも「女看守たる女監取締に人物を得易からざる」現状がある。そこで、内務大臣からの諮問事項に「女監取締養成の方法組織法及之か実況」が含まれていたように、「女監取締の養成は目下一日も忽諸に附すへからざる急務にして而して之か養成の道は他にあらず即ち多少の教育ある女性を選択採用し看守の如く一定の教習を励行する」として、女監取締の養成が急務であること、そのためには一定の教育ある女性を選択採用した上で看守のような一定の教習を行うことが必要であることを述べている。なお、この他、①については「女監取締は看守給助例に準し給助法を設けられ度件」が可決、②の「女監取締、授業手、官給制服を着用せしめ度件」が原案の通可決と報告⁽⁵⁶⁾されている。

四、おわりに

明治二二年から明治三二年までの『監獄雑誌』が発行された時期は、監獄行政の全国的な統一や条約改正を見据えた対応などの監獄改良が熱心に行われていた。監獄に収容された女性は性別を同じくする者による処遇が望ましいという考えは既に明治五年監獄則に見ることができ、処遇を担当した女性である女監取締は、押丁同様の傭人であり、押丁が看守の指示の下で囚人の世話を行っていたと同様に、看守長の指示の下で女囚の身の回りの世話を行う程度の存在、つまり、監獄行政においてはその重要性は低く、周辺的な存在であった。しかしながら、明治

二二年改正監獄則により女監獄をそれ以外と厳格に分けることが求められ、女監獄に対しては女監取締が対応することになった結果、女監取締が女監獄における看守としての職務を尽くすことができるように女監取締を増員すべきである、職務に必要な道具や知識技能の教習を与えるべきである、待遇を改善すべきであるとする提案が行われるようになった。その一方で、採用過程も待遇も異なるにも拘わらず、女監取締に対して看守としての職務およびそれに伴う責任が求められる様になり、それが彼女たちの勤務態度や服装に対する批判として誌上に登場したが、これらの動きは女囚だけではなく女監取締自身も監獄行政の規律に組み込まれつつあることを示すものでもあったと考える。尤も今回は明治期の一〇年間の『監獄雜誌』のみを対象としており、監獄改良全体における女監取締処遇の位置づけやその後の展開の検討は今後の課題である。

なお、この時期において女性の監獄関係者からの発言はなかったわけではなく、『監獄雜誌』には、「在横浜 芳香女子」および「市ヶ谷監獄署 芳好女子」の名で行われた寄書や、小河滋次郎の茶話には、「婦人の寄書の事に就て序ながら少しく注意を望むなり確とは覚えざれど確か両三年前の事なりき西京の高木某と云へる女子は屢々書を本紙に寄せられしが今は全く其跡を絶ち其声を聞くを得ざるは誠に残念なる次第なり然るに此頃亦芳好女子と云ふ夫人のものせし論文を本紙に見る」⁵⁷⁾として女性の投稿者を認識している叙述があるが、彼らに関する検討は別稿で行いたい。

- (1) 重松一義『日本獄制史の研究』(吉川弘文館、二〇〇五年)、姫島瑞穂『明治監獄法成立史の研究』(成文堂、二〇〇一年)、小野修三『監獄行政官僚と明治日本』(慶応義塾大学出版会、二〇一二年)、兒玉圭司「明治初期における千葉県監獄の展開」(『中央学院大学法学論叢』一二二(一)、二〇〇九年) 他、最近のものとしては「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見えてくるもの」(福島至編著『團藤重光研究』日本評論社、二〇二〇年)において一八九九年設立の警察

監獄学校の目的や意義に関する論考がある。

- (2) 倉持史朗『監獄のなかの子どもたち』（六花出版、二〇一六年）。なお、同書第一章では『大日本監獄協会雑誌』と監獄改良に関する分析が行われている。

- (3) 兒玉圭司「士族と監獄」（法務省大臣官房司法法制部『司法法制部季報告』一二四、二〇一〇年）。

- (4) <https://www.moj.go.jp/content/001143665.pdf>（二〇一一年九月一日閲覧）。

- (5) 矯正図書館デジタル公開資料 <https://www.jca-library.jp/kangokukyoukaizassi/index.html>

- (6) 第一号から第三巻第七号まで『警察監獄学会雑誌』、第三巻第八号から第三巻第一〇号まで『警察監獄学雑誌』、第三巻第一一号から第四巻第四号まで『監獄学雑誌』、第四巻第五号から第一〇巻第六号まで『監獄雑誌』。（矯正図書館デジタル公開資料「監獄雑誌」<https://www.jca-library.jp/kangokukyoukaizassi/jis4.html>）。

- (7) 国立国会図書館デジタルコレクション『監獄則』一八七五年。

- (8) 小原重哉註釈『監獄則註釈』（王香堂、一八八二年）二七—三二頁。

- (9) 同右 小原重哉三五—三七頁。

- (10) 「雑報 ○女監取締の着服」『監獄雑誌』第一巻第六号、一八八九年、二六頁。

- (11) 「雑報 男女囚の戯画」『監獄雑誌』第五巻第三号、一八九四年、五七頁。

- (12) 一例としては、博愛生「寄書 携帯乳児に就て」『監獄雑誌』第五巻第七号、一八九四年、三四—三六頁。

- (13) 高知 野本夜耕君「寄書 在監婦女の裸体検身は廃すへからざるか」『監獄雑誌』第一〇巻第三号、一八九九年、六八頁。

- (14) 小河滋次郎『日本監獄法講義』一八九〇年、四二五—四三三頁。

- (15) 『監獄雑誌』第一巻第一号、一八八九年、五四頁。

- (16) 『監獄雑誌』第一巻第四号、一八九〇年、三六・三七頁。

- (17) 「統計 明治30年2月調査 全国在監人月末現在表」『監獄雑誌』第八巻第五号、一八九七年、二九—三三頁。

- (18) 「叙任及辞令」『監獄雑誌』第七巻第一〇号、一八九六年、二六頁ほか。

- (19) 『監獄雑誌』第一〇巻第三号、一八九九年、五八・五九頁。

- (20) 『監獄雑誌』第七卷第九号、一八九六年、冒頭の監獄官吏配置定員表より作成。
- (21) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第五卷第一号、一八九四年、九・一〇頁、協議会当日に決定した席次順に掲載。なお神奈川県典獄は小河滋次郎であった。
- (22) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第五卷第二号、一八九四年、七頁。
- (23) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第六卷第二号、一八九五年、五頁。
- (24) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第六卷第三号、一八九五年、一四・一五頁。
- (25) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第六卷第四号、一八九五年、一二頁。
- (26) 快哉生「論説『東北地方典獄協議会紀要』」『監獄雑誌』第六卷第五号、一八九五年、七頁。
- (27) 「雑報 看守女監取締並押丁設置程度変更」『監獄雑誌』第五卷第一号、一八九四年、三九頁以下。
- (28) 「雑報 女監取締の年齢を限るへし」『監獄雑誌』第五卷第五号、一八九四年、五九頁。
- (29) 「雑報 女監取締の補員に就て」『監獄雑誌』第六卷第一〇号、一八九五年、四七・四八頁。
- (30) 「雑報 典獄建議事項私評」『監獄雑誌』第七卷第五号、一八九六年、一八頁。
- (31) 「雑報 女監取締定員の改正」『監獄雑誌』第七卷第一号、一八九六年、四三・四四頁。
- (32) 「雑報 女監取締を看守と改む可し（公論生投）」『監獄雑誌』第四卷第九号、一八九三年、三四頁。
- (33) 「論説 女監取締長を新設せられよ」『監獄雑誌』第七卷第一二号、一八九六年、六頁。
- (34) 「雑報 女監取締の教習法を設くへし」『監獄雑誌』第五卷第六号、一八九四年、四二頁。
- (35) 国立国会デジタルコレクション「一八九一年六月一日官報」一八四頁、「一八九二年四月七日官報」八三頁。
- (36) 「雑報 女監取締の試験採用に就き」『監獄雑誌』第六卷第一二号、一八九五年、四六頁。
- (37) 重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）三一八頁以下。
- (38) 碌々生「雑報 獄事片々」『監獄雑誌』第九卷第五号、一八九八年、二五・二六頁。
- (39) 『監獄雑誌』第六卷第一二号、一八九五年、五一頁、同第七卷第二号、一八九六年、五四頁。
- (40) 吉田徳太郎「雑報 司獄管理の多弁」『監獄雑誌』第七卷第九号、一八九六年、二一・二二頁。
- (41) 吉田徳太郎「寄書 女囚の捜検に就て」『監獄雑誌』第七卷第一〇号、一八九六年、五六頁ほか。

- (42) 名古屋 極栄子「寄書 女監の体面及女監取締の面目を維持せよ」『監獄雜誌』第九卷第六号、一八九八年、五〇頁。
- (43) 在広凌譚々楼主人「寄書 女監構内の規律は果して勵行せられつつある歟」『監獄雜誌』第八卷第五号、一八九七年、六〇・六一頁ほか。
- (44) 「典獄會議 典獄協議会決議に係る建議事項」『監獄雜誌』第一〇卷第六号、一八九九年、三三―三四頁。
- (45) 「監獄雜誌 第一卷第六号、一八九〇年、二六頁以下。
- (46) 『監獄雜誌』第三卷第三号、一八九二年、五三頁。
- (47) 吉田徳太郎「寄書 女監取締の服装に就て」『監獄雜誌』第七卷第五号、一八九六年、六三・六四頁。
- (48) 「典獄協議会建議事項」『監獄雜誌』第九卷第一〇号、一八九八年、四六頁。
- (49) 「雜錄 典獄協議会建議事項私評」『監獄雜誌』第八卷第八号、一八九七年、二五頁。
- (50) 「雜報 押丁の服制改正に就て」『監獄雜誌』第九卷第一号、一八九八年、四五頁。
- (51) 「雜報 女監取締の服装に就て」『監獄雜誌』第九卷第一号、一八九八年、四五頁。
- (52) 「雜報 女監取締の服装一定に就て」『監獄雜誌』第一〇卷第一号、一八九九年、五四頁。
- (53) 「典獄會議 諮問事項」『監獄雜誌』第一〇卷第五号、一八九九年、四二頁。
- (54) 「典獄會議 典獄協議会議案」『監獄雜誌』第一〇卷第五号、一八九九年、五六―五八頁。
- (55) 「典獄會議 典獄協議会決議に係る建議事項」『監獄雜誌』第一〇卷第六号、一八九九年、三三―三四頁。
- (56) 「典獄會議 典獄協議事項の内」『監獄雜誌』第一〇卷第六号、一八九九年、三五頁。
- (57) 「獄事談叢 監獄学会雜誌に就て 小河岳洋君茶話 中村襄筆記」『監獄雜誌』第九卷第六号、一八九八年、二二頁。

本文中、現在はいわれていない漢字および異体字などは、適宜常用漢字に改めた。